

1. 事業の概要

- (1) 里地里山の保全再生を促進するため、平成16年度から「里地里山保全再生モデル事業」を実施し、地域特性に応じた実践的な保全再生手法の確立や体制づくりなどを進めてきたところであり、今後はこの成果を踏まえつつ、里地里山の保全再生を全国的に展開することが必要である。
- (2) また、「21世紀環境立国戦略」では、里地里山を例とした「世界に向けた自然共生社会づくり - SATOYAMAイニシアティブ - の提案」と「未来に引き継ぐ里地里山」のために必要な施策を今後1,2年で重点的に着手すべきとされたところである。
- (3) これらを受け、関係府省と連携して、以下の事業について検討・実施する。

未来に引き継ぎたい里地里山を「重要里地里山300」として選定。環境教育・エコツーリズムの場やバイオマスの利用など新たな利活用方策の検討と試行・社会実験

多様な主体が共有の資源として持続的に管理・利用するルールや枠組の構築

里地里山を例とした我が国の自然共生社会づくりの取組に加えて、世界各地の自然共生の智慧と伝統の事例を収集・調査し、これらをあわせて、「SATOYAMAイニシアティブ」と名付けて世界に提案。

2. 事業計画

- (1) 重要里地里山の選定(平成20年度)
- (2) 里地里山の自然資源の新たな利活用方策の検討と試行
(平成20~24年度)
- (3) 多様な主体の参加促進方策の検討・実施(平成20~24年度)
- (4) 「全国里地里山行動計画」の検討・策定(平成20~24年度)
- (5) 「SATOYAMAイニシアティブ」の検討・提案・発信(平成20~24年度)

3. 施策の効果

- ・ 将来にわたり維持すべき重要な里地里山を選定し明示することにより、多様な主体の連携・参加・協働による保全再生の取組を全国的に推進。
- ・ 環境教育、バイオマスその他の新たな利活用や、企業等民間部門の参画、都市と農山漁村との連携・協力を促進していくための技術や社会システムを構築し、地域での自律的な里地里山の保全再生を促進。
- ・ 自然共生社会づくりを進めていくうえでの考え方を世界へ提案することにより、国際的な生物多様性保全と持続可能な自然資源の利用に貢献。
(G8や生物多様性条約締約国会議等でこうした取組について発信)

4. 備考

- (1) 重要里地里山の選定 20,446千円
- (2) 里地里山の自然資源の新たな利活用方策の検討と試行 30,510千円
- (3) 多様な主体の参加促進方策の検討・実施 42,706千円
- (4) 「全国里地里山行動計画」の検討・策定 7,864千円
- (5) 「SATOYAMAイニシアティブ」の検討・提案・発信 24,258千円

SATOYAMAイニシアティブ推進事業の概要

自然との共生を図る智慧と伝統を
現代に活かした自然共生社会づくり

国内に対する施策 ~ 未来に引き継ぐ里地里山 ~

未来に引き継ぎたい里地里山を「重要里地里山300」として選定

環境教育・エコツーリズム、バイオマス、その他の里地里山資源の新たな利活用方策の検討と地域での導入可能性や効果を実証するための試行・社会実験

多様な主体の保全再生活動への参加促進方策の検討・実施（里地里山保全活動大賞、保全活動ガイドライン、都市と農山漁村との保全管理・利用協定、里地里山・里親プラン等）

上記、を踏まえ、「全国里地里山行動計画」を策定

国外に対する施策

~ SATOYAMAイニシアティブの提案 ~

我が国の里地里山の実績に加え、世界各地に存在する自然共生の知恵や伝統、自然資源の持続的な利用形態、社会システムを調査

主として途上国の地方部に係る発展・整備計画の企画立案・実施に際して自然共生社会を形成するための指針として、優良な事例に基づく「SATOYAMA指針」を策定

国際機関や開発援助組織等と協働で、「SATOYAMA指針」の基本的な考え方を広く定着させるための共通原則として「SATOYAMA原則」を制定。同原則に基づく国際的枠組への参加を呼びかけ。

「SATOYAMA指針」と「SATOYAMA原則」とを組み合わせた「SATOYAMAイニシアティブ」を、G8や生物多様性条約締約国会議等において世界に発信・提案。

自然の恵み豊かで多様な生物が生息する
自然共生社会を地球全体で実現